

市政記者クラブ 様

令和6年11月8日

教育委員会事務局

総務部総務課長 東海林

電話：972-3206

教務部教職員課長 伊藤

電話：972-3237

職員の懲戒処分について

令和6年8月28日に公表されました、教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チームからの最終報告を踏まえ、本日付で関係職員の処分を別紙のとおり、行いましたので、お知らせいたします。

1 事案の概要

令和6年2月、市立学校の教員で構成される任意団体（以下「教員団体」という。）より教職員課に対して、昇任者等を推薦する名簿（以下「推薦名簿」という。）が提出されるとともに、現金や商品券等の金品が提供されていたことが報道されました。これを受け、外部の有識者からなる調査検証チームが設置され、令和6年8月、調査検証チームより最終報告がなされ、その中で確認された事実関係は以下のとおりです。

(1)内覧

教育委員会事務局の幹部職員らが校長経験者かつ教育委員経験者に対して人事異動案を示す、内覧と呼ばれる会合（以下「内覧」という。）が行われていました。

(2)金品及び推薦名簿の受領

教職員課及び指導室（令和5年度の所属名称）において、教員団体より現金や商品券等の金品を受領していました。また、教職員課及び指導室において、教員団体より推薦名簿を受領していました。

(3)活動費

教職員課で受け取った金品の一部は、教職員課出身の局長・部長級職員及び教職員課長に対し、校長や元校長、教員団体との会等に参加する際の費用（以下「活動費」という。）として渡され、支出されていました。

2 これまでの経緯

| 区 分 | 内 容 |
|---------------|--|
| 令和6年 2月11日 | 事案に係る報道 |
| 2月17日 | 総合教育会議において、事案に係る調査検証、再発防止策の提言を行うためのチームの設置について協議 |
| 2月19日 | 学識者や弁護士等による「教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チーム」（以下「調査検証チーム」という。）を設置 |
| 3月29日 | 調査検証チームから教育長へ中間報告書を提出 |
| 8月28日 | 調査検証チームから教育長へ最終報告書を提出 |

3 関係職員の処分

教員団体からの金品の授受等に関して、職員一人ひとりの行為の態様を踏まえて処分の量定を決定し、本日、令和6年11月8日付で、以下のとおり処分を実施いたしました。

(1) 処分内容

ア 懲戒処分

| 被処分者 | 関与した当時の補職名 | 処分量定 | 処分事由 |
|--|---|-------------------|--|
| 教育委員会 局長級職員 (男性・62歳) | 学校づくり推進監 教育次長 指導部長 教職員課長 首席管理主事 主任管理主事 | 減給 10分の1 1月 | ・内覧への出席 ・金品及び推薦名簿 の受領 ・活動費の受領 |
| 教育委員会 部長級職員 (男性・58歳) | 新しい学校づくり推進部長 指導部長 教職員課長 首席管理主事 主任管理主事 | 戒告 | ・内覧への出席 ・金品及び推薦名簿 の受領 ・活動費の受領 |
| 教育委員会 部長級職員 (男性・59歳) | 指導部長 教職員課長 首席管理主事 主任管理主事 | 戒告 | ・内覧への出席 ・金品及び推薦名簿 の受領 ・活動費の受領 |
| 教育委員会 課長級職員 (男性・55歳) | 教職員課長 首席管理主事 主任管理主事 | 戒告 | ・内覧への出席 ・金品及び推薦名簿 の受領 ・活動費の受領 |
| 市立学校 校長 (男性・60歳) | 教職員課長 首席管理主事 | 戒告 | ・内覧への出席 ・金品及び推薦名簿 の受領 ・活動費の受領 |
| 教育委員会 定年前再任用短 時間勤務職員 (男性・60歳) | 教育センター所長 教育次長 学校教育部長 指導室長 | 戒告 | ・内覧への出席 ・金品及び推薦名簿 の受領 |

イ 指導上の措置

| 区分 | 文書訓戒 | 口頭訓戒 | 計 |
|-----|-------|------|-------|
| 特別職 | 1(1) | | 1(1) |
| 局長級 | 2(2) | | 2(2) |
| 部長級 | 2(2) | | 2(2) |
| 課長級 | 3 | | 3 |
| 校長 | 4 | 2 | 6 |
| 計 | 12(5) | 2 | 14(5) |

(注) カッコ内の数字は、管理監督者に係る措置で、内数

(2) 処分者数

| 区分 | 減給 | 戒告 | 文書訓戒 | 口頭訓戒 | 計 |
|-----|----|----|-------|------|-------|
| 特別職 | | | 1(1) | | 1(1) |
| 局長級 | 1 | | 2(2) | | 3(2) |
| 部長級 | | 2 | 2(2) | | 4(2) |
| 課長級 | | 1 | 3 | | 4 |
| 校長 | | 1 | 4 | 2 | 7 |
| その他 | | 1 | | | 1 |
| 計 | 1 | 5 | 12(5) | 2 | 20(5) |

(注) カッコ内の数字は、管理監督者に係る措置で、内数

4 教育長コメント

このたびの事案により、本市の教育行政に対する市民の皆さまの不信を招き、心よりおわび申し上げます。

調査検証チームからの最終報告で確認された事実関係を基に、本日付で私を含めた関係職員の処分を行ったところですが、教育委員会といたしましては、最終報告における指摘や提言を真摯に受け止め、職員一丸となって、今後の再発防止の取り組みを進めていく中で、市民の皆さまの不信や不安を払しょくし、教育行政の信頼を回復できるよう全力で取り組んでまいります。